



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

児童福祉から国家の安全保障まで、さまざまな法益の保護を目的とした  
法改正情報をご紹介します。民法の改正情報は第3弾となります。

## ◆養子あっせん事業に対する規制法の成立

本年3月、営利目的で特別養子縁組をあっせんしたとして、民間団体の元代表者が児童福祉法違反で逮捕されました。このような事態を防止するため、養子縁組に関する手続を定めた「特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律」(以下「あっせん法」といいます)が成立し、平成30年12月までに施行されることになりました。

### 1 あっせん法の目的

営利目的での養子のあっせんは、ややもすれば人身売買の実質を有することにもなりかねません。あっせん法は、これを禁止すること等を通じ、養子縁組成立までの過程を適正化することを目的としています。

### 2 あっせん法の概要

- ① 民間機関が養子あっせんの事業を行うには、**都道府県の許可が必要**になりました(無許可事業者等に対する罰則も定められています)。
- ② 民間機関が養子あっせんの**手数料を徴収**することが**原則として禁止**されました。
- ③ 民間機関による養子あっせん事業に対し、**国から各種支援**が行われることになりました。

## ◇外為法の改正による輸出規制の強化

近年の国際情勢に鑑み、安全保障に関わる貨物や技術の輸出について適切な規制を行う等の目的で、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます)が改正され、本年10月1日から施行されることとなりました。改正外為法の内容は、概要次の通りです。

### 1 無許可で輸出を行った者等への罰則の強化

- ① **無許可輸出等**に関する**罰金額の引き上げ**  
\*最大で3000万円又は目的物の価格の高い額のいずれか。
- ② 法人に対して個人より高額な罰金を科す制度(**法人重科制度**)の導入  
\*最大で10億円又は目的物の価格の高い額のいずれか。
- ③ **許可条件違反者**への**懲役及び罰金刑**の導入

### 2 無許可で輸出を行った者等への行政制裁の強化

- ① **法人の役員に対する行政制裁**の導入  
\*所属する法人が輸出入禁止の行政制裁を受けた場合、法人と同じ期間中、法人が禁止されているものと同様の業務を個人事業として始めることが禁止される。
- ② **行政制裁の期間の上限の引き上げ**  
\*最大1年間から最大3年間に引き上げ。
- ③ 違反行為に対する**立入検査の対象者拡大**  
\*輸出等の取引を業として行う者だけでなく、その関係者(仲介業者等)も立入検査の対象に。

## ◆貸借借に関する民法改正(連載「民法大改正」第3回(2020年6月2日までに施行予定))

### 1 貸借借期間の長期化

貸借借期間について、最長20年間から**最長5**

**0年間**へと変更されました。(改正法604条)  
☞太陽光パネルの設置やゴルフ場運営のために土地賃貸借契約を締結する場合、借地借家法の適用がないことから不都合が生じており、今回の改正に至りました。

### 2 賃貸人の地位の移転

賃貸不動産の譲渡時、①譲渡人が譲受人との間で賃貸人の地位を譲渡人に留保する旨の合意をし、②譲渡人と譲受人との間に賃貸借契約を締結すれば、**賃貸人の地位を不動産譲渡人に留保することができます**。(改正法605条の2第2項)  
☞従前は賃借人の個別の同意を得なければ賃貸人の地位の留保はできませんでしたが、今後は不動産信託等の場合に賃借人の同意を得ずに賃貸人の地位を留保できるようになりました。

### 3 賃借人の修繕権限

**賃借人が自ら賃借物件の修繕**をできる場合が明文化されました。(改正法607条の2)

### 4 賃借物の一部滅失と賃料減額

賃借物の一部が賃借人の責めに帰することができない事由により一部使用収益できなくなったときは、**賃料が減額**されることになりました。(改正法611条)

☞従来「減額を請求できる」とされていましたが、**今後は当然に減額**されることになりました。

### 5 原状回復義務及び敷金

**原状回復義務**の程度及び**敷金**について**明文化**されました。(改正法621条、622条の2)  
(友成、門屋)

## \*\*\*法務トピックス\*\*\*

### ◆◇中小企業庁「事業承継5ヶ年計画」を策定◆◇

中小企業庁は、中小企業経営者の高齢化を踏まえ、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等にチャレンジしやすい環境を整備するために、事業承継支援の集中実施期間を5年程度とする「事業承継5ヶ年計画」を策定しました。本計画の概要は以下の5点です。

- ① 経営者の「気付き」の提供
- ② 後継者が継ぎたくないような環境の整備
- ③ 後継者マッチング支援の強化
- ④ 事業からの退出や統合のしやすい環境の整備
- ⑤ 経営人材の活用 (平成29年7月7日)

### ◆◇日本版「スチュワードシップ・コード」の改訂◆◇

平成26年2月に日本版「スチュワードシップ・コード」(責任ある機関投資家)の諸原則)が策定され、機関投資家への適用が開始されましたが、これが3年ぶりに改訂されました。アセットオーナーによる実効的なチェック、運用機関のガバナンス・利益相反管理等、機関投資家の議決権行使結果の公表の充実、運用機関の自己評価について新たに盛り込まれました。(平成29年5月29日)